

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年10月7日 06時30分ごろ
発生場所	北海道豊浦町豊浦漁港南方沖 豊浦港南防波堤南灯台から真方位190° 1.7海里付近 (概位 北緯42° 33.0′ 東経140° 42.1′)
事故の概要	漁船第三十八亀翁丸は、ほたて貝養殖施設の保守作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年10月20日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八亀翁丸、8.5トン HK2-23705（漁船登録番号）、一般社団法人北海道漁船リース
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 乗組員A（インドネシア共和国籍）
負傷者	軽傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び外国人技能実習生である乗組員Aほか2人が乗り組み、‘荒天による養殖施設の損傷状況確認及び修繕作業’（以下「本件保守作業」という。）の目的で豊浦漁港を出航し、同港南方約3kmのほたて貝養殖施設（豊浦海区第1号）に向かった。</p> <p>本船は、船体中央部に、アームが3段式のクレーン（以下「クレーン」という。）を装備し、養殖施設到着後、主機を中立運転とし、船首を西方に向け、右舷側を同施設に係留して本件保守作業を開始した。</p> <p>船長は、クレーンアームを右舷正横方に振り出し、同アームを全段伸ばして約80°の仰角として、クレーンのフックを、幹綱と中間玉（養殖桁の浮力を調整する浮き玉、直径約30cm、重量2～3kg）とを繋ぐ、太さ約14mmの合成繊維製ロープ（以下「本件ロープ」という。）に引っ掛けて、養殖桁を前部右舷側の甲板上に吊り上げた。</p>

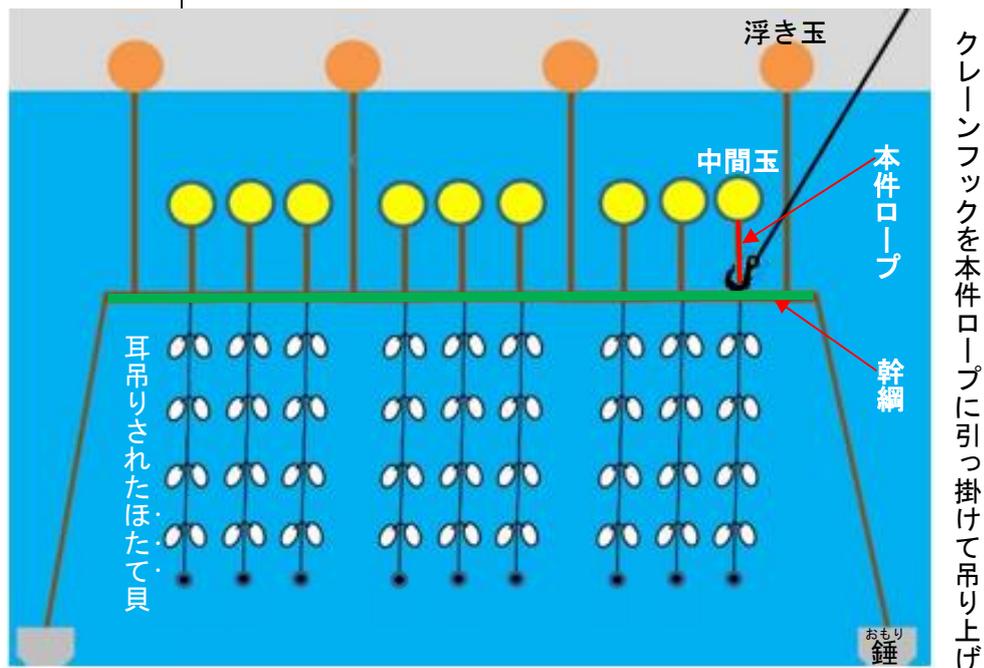


図1 養殖桁の状況

船長は、吊り上げた養殖桁の損傷状況を確認することに意識を集中していたところ、養殖桁の状態が気になった乗組員Aは、船長が気付かないうちに養殖桁の直下に移動して、体を右舷方に向けて立ち、仰ぎ見るように確認を始めた。乗組員Aは、養殖桁の直下に立っていたところ、本件ロープが破断して、落下してきた中間玉が頭部に当たり、その状況を見た船長は、乗組員Aの負傷状況を確認して、本船を帰港させながら携帯電話で救急車を手配した。

乗組員Aは、救急車により、病院に搬送され、頭部外傷（割創）との診断を受けた。

船長を含む乗組員全員は、いずれもカッパの上下を着用し、キャップ型の帽子、ゴム手袋、ゴム長靴を身に付け、カッパの上に固型式救命胴衣を装着していたが、ヘルメットを着用していなかった。

乗組員Aは、片言ではあるものの日本語の会話が可能であり、身振り手振りを併用して乗組員間の意思疎通を行っていた。

船長は、本件ロープが、荒天による損傷及び経年劣化をしていたので、養殖桁を吊り上げた際の重量に耐えきれず、破断したのではないかと本事故後に思った。

船長は、ふだんから、乗組員Aを含む乗組員に対して、吊り上げた養殖桁の直下に位置しないよう指導していたが、乗組員Aは、私が養殖桁の状態を確認することに意識を集中しているうちに、直下に移動してしまっていたと本事故後に思った。

分析

本船は、豊浦漁港南方沖において、本件保守作業中、乗組員Aが、クレーンにより吊り上げられた、損傷の可能性がある養殖桁の直下に

	<p>位置していたところ、本件ロープが破断したことから、落下した中間玉が、乗組員Aの頭部に当たり、乗組員Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>本件ロープは、荒天による損傷及び経年劣化をしていたことから、養殖桁が吊り上げられた際の重量に耐えきれず、破断した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、養殖桁の損傷状況を確認することに意識を集中していたことから、乗組員Aが、吊り上げた養殖桁の直下に移動したことに気付かなかつたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、豊浦漁港南方沖において、本件保守作業中、乗組員Aが、クレーンにより吊り上げられた、損傷の可能性がある養殖桁の直下に位置していたところ、本件ロープが破断したため、落下した中間玉が、乗組員Aの頭部に当たったことにより、発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、乗組員に対して、吊り上げた漁具の直下に位置しないよう指導すること。 ・ 船長等の漁労用クレーンを操作する者は、クレーンで漁具を吊り上げる場合、吊り上げた漁具がロープの破断等で落下するおそれに注意し、直下に人がいないことを常時確認すること。 ・ 船長は、クレーンを使用した漁労作業を行う際、乗組員にヘルメットを着用させて頭部を保護すること。